

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください  
司法書士を紹介しています

## 突然、兄から「協議書に押印してくれ」と言われたのですが・・・

ご相談のケースでは、遺産分割協議が調っていないのに「協議書に判を押して欲しい」と言われて困惑されているのだと思われませんが、以下に説明するようなことを十分にご理解され、納得したうえで遺産分割協議書に署名押印されることをお勧めします。

遺産分割協議をするにあたっては、相続人全員の合意が必要となりますので、まず誰が相続人であるのかを確認する必要があります。

亡くなられた方に子供がいない場合には、親や兄弟が相続人となります。相続権のある方がす

で亡くなっている場合には、さらにその相続人に相続権が承継されますので、遺産分割協議の当事者が多数となることも少なくありません。この結果、まったく知らない人や付き合いのない人が相続人になることもあるのです。

相続人が確定したら、それぞれの法定相続分を確認しておくことも必要です。

次に、遺産全体を把握することが重要です。遺産には不動産、預金などの資産だけではなく、ローンなどの負債も含まれます。

資産よりも負債が多ければ、家庭裁判所に対して相続放棄の申述をするという選択も考えられます。時間的な制約はありますが、相

続放棄をすれば最初から相続人ではなかったことになり、遺産分割協議に参加する必要はありません。

また、負債を特定の相続人に承継させるためには、債権者の同意が必要です。なぜなら、負債は原則として、各相続人が法定相続分に応じた金額を支払わなければならないこととなっているからです。

一旦、判を押した文書を後日覆すことは容易ではありません。内容が不明であったり、納得できない場合には、いかにお兄さんの指示とはいえ、押印すべきではないでしょう。

## 亡父を介護したので、遺産を多くもらいたいのですが？

このようなご相談はよく耳にします。生前のお世話を献身的にされた方からすれば、より多くの遺産を相続したいと考えるのももっともなことですね。

それでは、法律の考え方から確認しましょう。

+++++  
被相続人の生前に、被相続人の財産を維持したり増加したりすることに特別の貢献をした相続人がある場合、被相続人の遺産分割にあたってその事情を考慮しようと考えられた制度として、民法に「寄与分」が定められています。

このため、ご質問者が亡くなられたお父様の実の娘さんであれば寄与分が認められる余地はあります。しかし、義理のお父様である

場合にはご質問者に相続権はありませんので、寄与分の主張はできません。

次に、寄与の態様と程度が問題となります。

寄与の態様については民法は、被相続人の事業に関する労務の提供・財産上の給付、被相続人に対する療養看護等のいずれかに限定していますが、ご質問者のケースでは、に該当すると考えられますね。

では、寄与の程度に関してはどうでしょうか？

そもそも民法では、一定の近親者間に互いに扶養の義務を課しています。このため、介護の程度が日常生活のお世話や一時的な病気への対応にすぎない場合、寄与分が認められるほどの特別な貢献があったとは評

価されないのです。

また、長期療養に対する介護であっても「被相続人の財産の維持・増加」への貢献が認められなければなりません。ご質問者が献身的に介護したことでヘルパーさんや介護施設の利用料が大幅に節約できたり、療養のための費用をご質問者自身が負担したりした等の特別な事情がない限り、やはり寄与分の主張は認められないこととなります。

以上の各要件が備わったとしても、他の相続人全員の合意が得られない場合もあります。このような場合には、具体的な寄与分額が証明できる資料を準備したうえで裁判所に調停を申し立て、解決案を模索することも必要となりますね。

平成25年5月分

## 事件簿より



相談内容(複数回答あり)	件数
貸金	16
売買代金	0
請負代金	0
売掛金	4
不動産明渡	9
登記請求	0
敷金	7
賃料	9
労働紛争	6
交通事故	1
その他損害賠償	17
相隣関係	11
境界	5
執行手続	0
その他	39
<b>一般民事計</b>	<b>124</b>
法定後見	10
任意後見	2
未成年後見	0
相続紛争	23
離婚	9
養育費請求	1
親子関係	5
その他	8
<b>成年後見・家事事件計</b>	<b>58</b>
相続	84
贈与	12
売買	8
担保権	1
商業法人全般	6
供託	0
その他	21
<b>登記・供託計</b>	<b>132</b>
契約トラブル	4
<b>契約トラブル計</b>	<b>1</b>
返済が苦しい	5
自己破産	5
返済条件を緩和	0
取立が厳しい	1
訴訟を起こされている	0
給料等の差押を受けている	0
親族の借金	3
保証債務の履行	1
ヤミ金融	2
おまとめローンで借金を一本化	1
その他	12
<b>クレサラ計</b>	<b>30</b>
その他	20
<b>その他計</b>	<b>20</b>
<b>合計</b>	<b>365</b>

司法書士はしばしば、相続財産管理人に選任されます。

相続財産管理人は、人が死亡して相続が開始し、その相続人があることが明らかでなく、相続財産が存在するとき、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所が選任します。

代表的な例としては、生前に債務超過となっており、所有する不動産にも換価価値を超える額の債権を担保する抵当権などが設定されていたところ、債務者が死亡したというケースが考えられます。この場合、推定相続人が順に相続放棄をした結果、相続人の存在しない状態になっていることが多いため、債権者にとって、担保不動産を換価させ

任意売却に協力を求めてきた慣行があります。その背景には、競売になれば任意売却のときよりも極端に価格が下がってしまうという事情があるからです。

したがって、Aにとっては判子代を払ってでも任意売却で処理した方が手元に残る額が大きいという判断が成り立つわけです。

もちろん、BもC市も、競売になれば配当がまったくないことは明らかですので、任意売却なら少額でも判子代をもらえるという点で、お互いの利害が一致するわけです。ところがこの事案では、C

て一部でも弁済に充てるためには、相続財産管理人を選任する必要が生じるわけです。

そのようなケースで、債権者が一人しかいない場合ならば、管理業務は比較的単純です。すべての相続財産を換価して、可能な範囲で弁済に充てることで、相続財産管理人の業務は終了します。

しかし、債権者が複数あり、すべての債権者に全額の弁済ができないことが想定できる場合には、債権者間に無用な争いが生じることを避けるためにも、法令に基づいた適切な処理をすることが選任された者の責任なのです。

私が相続財産管理人に選任された事案で、不動産に第1順位債権者Aの抵当権(被担

市が「滞納税を全額支払わなければ差押えを解除しない。その結果、任意売却ができずに競売になっても構わない」という態度を表明しました。

少額でも弁済を受けることができるなら、それは滞納税の回収にほかならず税収アップに貢献することになるのですが、競売になればまったく税収はあがりません。

私には、C市がAやBからもっと多額の判子代を引き出させる駆け引きをしているように見えました。はたして、市民がそんな手口で税回収を望んでいるのでしょうか。

そもそも国税徴収法79条

保債権額900万円)、第2順位債権者B(被担保債権額1000万円)、第3順位債権者C市の差押え(滞納税額300万円)という登記がされていたところ、この不動産が570万円で売却できることになりました。

本来なら、Aが570万円全額を受領できるのですが、従来、こうした売却をスムーズに進めるために、Aは自分への弁済額が減少しても、BとC市に対していわゆる「判子代」(手続きへの協力を求めて交付する金銭)を渡して

1項2号には「差押財産の価額が…その差押に係る国税に先だつ…債権の合計額を超える見込みがなくなったとき」は、差押えを解除しなければならぬとあります。

私は、この規定に基づいてC市に差押えの解除を求めましたが、聞き入れられませんでした。そこで、C市に対して裁判を提起したところ、各方面からたくさんの激励の言葉をいただき、不合理な取扱いに悩んでいる方の存在を実感できました。

この裁判の結果についてはいずれどこかで報告したいと思います。

## 「司法書士総合相談センターしずおか」よりお知らせ

静岡県司法書士会では、去る5月18日に平成24年度の定時総会を終え、新年度がスタートしました。

今年度も、**司法書士総合相談センターしずおか**では、県民の皆さんが抱えるさまざまな法律問題にお応えするため、より効果的な相談活動の実施と相談窓口に関する広報活動に邁進してまいります。

発行から3年目を迎える相談センターニュースでは、司法書士の日常業務や問題解決に向けた手順などをより分かりやすくご案内しながら、「かたい」法律を少しでも身近な存在としてお使いいただけるよう、工夫を凝らした紙面作りに取り組んでまいります。

今年度も、**司法書士総合相談センターしずおか**をご活用ください!!

**司法書士総合相談センターしずおか**

TEL:054-289-3704

**ご相談は無料です!!**